

PCB廃棄物の届出書のQ&A

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（様式第一号）関係

Q 今までの様式で提出はできないのか。

A できません。今までの様式で提出された場合、再提出をお願いすることとなります。

Q なぜ届出内容が公表されるのか。

A ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 第九条に基づき、公表しております。平成 28 年 8 月 1 日の法改正により、届出書の副本及び添付書類を公衆の縦覧に供し、又は、インターネットの利用その他の適切な方法により公表を行うこととなりました。これは、この情報を公開することが、法の目的である国民の健康及び生活環境の保全のために必要であることから実施しております。

Q 特別管理産業廃棄物管理責任者をやっているが、自分の氏名や連絡先を公表されたくないのだが。

A 様式第一号の内容は原則全て公表することとなっております。別途ご相談ください。

Q 安定器だけ届け出ているが、トランス、コンデンサーも届出が必要か。

A 変圧器（トランス）・コンデンサーも届出の対象です。記入漏れがありましたら、その旨の説明を加えて、お届けください。

Q 国のパンフレットの 10 ページに、高濃度 PCB 廃棄物や使用製品があることが新たに判明した場合、判明後速やかに届出ることと書いてあるが、どのようにしたらいいか。

A 高濃度 PCB 廃棄物や使用製品を早めに把握する趣旨で、速やかに届出と書いてありますが、本市では、判明した場合翌年度にお届けいただくことで運用しております。ご事情があれば随時届出の受付はしますので、ご相談ください。

何よりも、処分期間内の早期処理が最重要です。新たに判明した場合は、速やかに処分に向けた手続きを進めてください。

Q 3 月末までに処理されたときは、届出は不要か。

A 全て処分（委託契約）が完了した場合は、様式第 4 号「全処分届」を提出してください。また、処分の翌年度の 4 月～6 月の間に、最後に 1 回、様式第 1 号「保管状況届」の④に記載して届出が必要です。

Q 環境省の記入要領の書き方ではないのか。全国に保管事業場があり、統一したい。

A できるだけ名古屋市の要領に従っていただきたい。難しいようであるならば、環境省の要領に従った記入方法でもかまいません。

Q 安定器は処分済みで、金属製保管容器が残っている。様式第1号はどう届出するか。

A 容器がPCB汚染物と判定されれば、その他（金属系汚染物）として届出してください。

Q 様式第1号で以前から特別措置法の番号を付けて安定器を届け出していたが、容器を分けた場合の書き方はどうしたら良いか。

A 今までの番号で管理できない状況になった場合、新しい番号に付け直したうえで、添付資料で今までの番号との関連が分かるものを添付していただければ結構です。

Q 荷姿登録等により数を確認した際、届出していた数と違った場合、どうすればいいか。

A 届出書の参考事項に以前の数量を記載し、変更があった理由等、詳細が分かる添付資料を付けてください。

Q 前回まで使用中で届出していた台数よりも、廃棄した（取り外した）時にPCB含有と判明した台数が少なかった場合、どうすればいいか。

A 実際にPCB廃棄物となった台数を②に記載し、参考事項の欄には数減少した旨や増減数、理由等を簡潔に記入してください。

Q 当年度に処分して廃棄物がなくなった場合、次回提出する様式第1号の①は空白で、④への記入だけで良いか。

A その通りです。届出にはマニフェストE票の写しの添付もお願いします。

Q 「保管事業場の所在地」と「保管の場所」の違いは何か。

A 「保管事業場の所在地」は事業場の代表住所を記入してください。「保管の場所」は実際にPCB廃棄物を保管している場所の住所です。

保管場所が保管事業場の所在地と同じであれば、「保管の場所」欄は「保管事業場の所在地と同じ」または「同上」で結構です。

1つの事業場敷地が広大で、保管場所が複数の住所地に分かれている場合は、「保管の場所」欄にそれぞれの住所を記入してください。

Q 処分の予定が立っていない場合、「処分予定年月」は空欄でよいか。

A 高濃度の場合は、処分期間内で処分の計画を立てて、必ず記入してください。保管事業者様の予定で構いません。

Q 銘板が読めず、重量が不明だが、「総重量」は空欄でよいか。

A 類似の機器等を参考に、推定で構いませんので、総重量は必ず記入してください。

Q 高濃度で JESCO 未登録の場合、「処分業者との調整状況」は何を書くのか。

A 初回の届出は「登録手続き中」等の記入で受け付けますが、速やかに JESCO への登録を進めてください。

Q 今まで届出していた機器の銘板を調査したら PCB を使用していない機器だった。どう書けばよいか。

A 第1面①に、PCB 非該当機器も含めて全部記載し、非該当の旨を記入したうえで、その根拠となる資料を添付してください。

さらにその翌年からは非該当機器の届出は不要になります。

Q 届出対象となる PCB 使用製品はどのようなものか。

A 電気事業法に規定される電気工作物以外の高濃度 PCB 使用製品です。具体的には安定器等があります。

Q 低濃度 PCB の使用製品も届出が必要か。

A 低濃度 PCB 使用製品も届出をお願いします。

Q 新たに見つかった使用製品も写真が必要か。

A 使用製品の写真添付は不要です。

Q 使用製品の番号の付け方は、どうしたらよいか。

A 漢字の「使」に通し番号を付けて、「使-00x」などとしてください。従来から届出済の番号があれば、引き続きその番号を使用してください。

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管の場所等の変更届出書（様式第二号）関係

Q 番号の付け方は、どうしたら良いか。

A 様式裏面の③の一番左にある「番号」は、新たに「移動した年度と通し番号」に付け直してください。右から3つ目の「変更前の事業場における番号」は、従来届出済みの番号を書いてください。

Q 同じ事業場内で保管場所を移動したが、届出は必要か。

A 不要です。

Q 写真の添付は必要か。

A 様式第2号には不要ですが、移動先の事業場における次年度の様式第1号には写真の添付が必要です。

Q 事前に運搬計画書の提出は必要か。

A 名古屋市では、運搬計画書等の提出は求めています。

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書(様式第四号)関係

Q 一昨年にコンデンサーの処分が済んでいて、来年度安定器を処分する予定だが、安定器の処分契約後に出す場合には、コンデンサーの分の記入も必要か。

A 既に処分が済んだコンデンサー分の記入は、必要ございません。安定器分だけご記入ください。

Q 1つ1つの機器の処分ではなく、全ての処分が終わった時で間違いないか。

A その通りです。全てを処分した時に提出してください。

Q 掘り起こしでまだ見つかるか分からない状況で、様式第1号で届け出ているものが一旦処理完了した場合、提出は必要か。

A その通りです。一旦処分が完了した時点で提出してください。その後、掘り起こしで見つかった際は、それが処分完了した時に、改めて様式第4号を提出してください。

Q 高濃度と低濃度をほぼ同時に全て処分した場合にはどのように書くのか。

A ほぼ同時に処分した場合でも、処分契約は別々だと思われまますので、高濃度分と低濃度分をそれぞれ届出ください。

Q 「処分終了年月」は、いつを書いたら良いか。

A 処分委託に係る契約締結日を記入してください。

Q 他に必要な添付書類はあるか。

A 特にありません。

Q 保管していた高濃度 PCB 廃棄物を一旦全て処分終了したので様式四号を提出したが、使用中の PCB 含有安定器があると判明した。どうしたらいいか。

A 使用中の安定器を取り外す際、廃棄終了となるため様式第四号の提出が必要です(②に記入)。また、安定器の処分終了の際にもまた必要となります(①に記入)。処分期間を過ぎると使用中のものであっても廃棄物扱いになりますので、早急に取り外す方向で検討してください。